旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表に係る公告

旅行業法第17条第２項、旅行業者営業保証金規則第３条第１項、第２項及び第３項の規定により次のように公告します。

平成23年３月22日　　岡山県知事　石井　正弘

１．権利実行の申立てがなされた旅行業者の氏名又は名称、商号及び住所　青木栄子　青木トラベル　岡山市南区当新田491番地７

２．前号の旅行業者の登録番号　岡山県知事登録旅行業第３－354号（平成22年11月17日登録抹消）

３．第１号の旅行業者の営業保証金の権利調査のための意見聴取会の期日及び場所　平成23年４月８日（金）　午後１時30分　岡山県産業労働部観光課内

４．第１号の旅行業者の営業保証金の権利調査のための仮配当表

弁済限度額　2,500,000円

権利の実行の申出の内容

申出者	旅行業者であるか否か	申出額	債権認定額	配当額	手数料	払渡し額
川面地区遺族会	ある	831,685円	831,685円	831,685円	45,900円	785,785円
岡山県知事	登録行政庁	—	—	—	—	45,900円

※旅行業者営業保証金規則第11条第２項の規定により、還付の手続きに要した費用（上表の各手数料の合計）については岡山県知事に支払うこととする。

新潟都市計画道路三・四・五百九十号新潟中央環状道路に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催について

新潟県環境影響評価条例（平成十一年十月二十二日新潟県条例第三十八号）第十三条の規定に基づき「新潟都市計画道路三・四・五百九十号新潟中央環状道路に係る環境影響評価準備書」を作成したので、同条例第十五条及び第十六条の規定により縦覧及び説明会の開催について公告します。

平成二十三年三月二十二日　　新潟市長　篠田　昭

一　都市計画決定権者の氏名及び住所

都市計画決定権者の名称　新潟市

代表者の氏名　新潟市長　篠田　昭

主たる事務所の所在地

新潟市中央区学校町通一番町六〇二番地一

二　都市計画対象事業の名称、種類及び規模

都市計画対象事業の名称　新潟都市計画道路三・四・五百九十号新潟中央環状道路

都市計画対象事業の種類　道路の新設又は改築

都市計画対象事業の規模

路線延長　約二十．二キロメートル

車線数　四車線

三　都市計画対象事業が実施されるべき区域

（都市計画対象道路事業の起終点及び通過する区域）

起点　新潟市西区明田

終点　新潟市江南区横越

通過する区域　新潟市西区、西蒲区、南区、江南区

四　関係地域範囲

新潟県新潟市

五　準備書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所

新潟市土木部道路計画課

新潟市中央区学校町通一番町六〇二番地一

新潟市環境部環境政策課

新潟市中央区白山浦一丁目四二五番地九

新潟市江南区建設課

新潟市江南区泉町三丁目四番五号

新潟市南区建設課

新潟市南区白根一一三五番地

新潟市西区建設課

新潟市西区寺尾上三丁目一番一号

新潟市西蒲区建設課

新潟市西蒲区巻甲二六九〇番地１

新潟県新潟地域振興局地域整備部計画調整課

新潟市中央区川岸町三丁目一八番地１

縦覧期間

平成二十三年三月二十二日（火）～平成二十三年四月二十一日（木）

（新潟市環境部環境政策課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部計画調整課は土・日曜日、祭日を除く。）

縦覧時間

午前八時三十分～午後五時三十分

（新潟県新潟地域振興局地域整備部計画調整課は午前八時三十分～午後五時十五分）

六　説明会の開催予定場所、日時

江南区役所三〇二会議室

新潟市江南区泉町三丁目四番五号

平成二十三年三月三十日（水）午後七時

西川健康センター多目的ホール

新潟市西蒲区旗屋七〇一番地二

平成二十三年四月二日（土）午後二時

七　準備書についての意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、都市計画決定権者に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

提出期限

平成二十三年五月六日（金）

提出先

縦覧場所意見投函箱又は、

〒九五一－八五五〇

新潟市中央区学校町通一番町六〇二番地一

新潟市土木部道路計画課企画係

意見書の様式

縦覧場所に備え付けの用紙又はこれに準じるもの

意見書への記載事項

・氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

・準備書の名称

・準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載）

会社その他の公告

解散公告

当組合は、平成二十二年十二月十六日総組合員の同意により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十一日

群馬県太田市新道町一二三五番地

有限責任事業組合ＯＣデジタルセンター

清算人　寺岡　隆義

解散公告

当社は、平成二十三年二月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十二日

東京都中央区銀座六丁目二番一号

コナ特定目的会社

代表清算人　阿部　幸宣

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十二日

東京都中央区銀座六丁目二番一号

一般社団法人コナ

代表清算人　阿部　幸宣

解散公告

当社は、平成二十三年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十二日

東京都足立区興野一丁目七番一五号

株式会社斉藤商会

代表清算人　村山　茂之